

②被用者保険※の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担がありません。均等割額は、制度に加入後2年経過するまでの間に限り5割軽減となります（ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方は、いずれか大きい軽減が適用されます。）

※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称（国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません）

確定申告期限の延長期間に申告された方へ

確定申告期限の延長期間（令和3年3月16日～4月15日）以降に申告された方は、保険証に記載のある負担割合（1割、3割）の判定や保険料の計算に必要な所得情報が、保険証や保険料額決定通知書の作成時に間に合わない可能性があります。その際は確定申告の情報が反映されていない状態で作成されたものを郵送しますので、後日、保険証の差替えや保険料額の変更が発生する可能性があります。

また、保険料額の変更をした場合、今まで特別徴収（年金からの天引き）で納付をしていた方が、普通徴収（納付書、口座振替）での納付に切り替わることもあります。

新型コロナウイルス感染症の流行による保険料の減免、納付猶予について

新型コロナウイルス感染症で、世帯主が重篤な傷病を負った世帯、また新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯で一定の要件を満たす世帯の被保険者は、申請により保険料が減免、納付猶予となる場合があります。詳しくは、住民課にお尋ねください。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について（適用期間の延長）

後期高齢者医療に加入している被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、申請により要件を満たす方に支給する傷病手当金の支給適用期間を、令和3年6月30日から令和3年9月30日に延長しました。

問住民課 ☎388-1115

介護保険料（第一号被保険者）に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難になった方で次に該当する方は、申請により保険料が減免されます。

■対象世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①と②の要件の両方に該当する世帯
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の収入の3割以上減少する見込みであること
 - ②減少することが見込まれる収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※(1)に該当する場合は保険料の全額が、(2)に該当する場合は前年の合計所得金額に応じて保険料の一部または全額が減免となります。

■対象の保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に納期限が設定されている保険料

※ただし、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定された保険料の減免申請は令和3年3月31日まででしたが、やむを得ない事情で申請できなかつた方はご相談ください。

■申請期限

令和4年3月31日

問健康介護課 ☎388-7171